

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成25年6月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	船江池地区	平成25年2月15日
"	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業)	高倉用水地区	平成25年1月31日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	石野用水地区	平成25年3月25日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	灰倉地区	平成25年3月25日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大河城用水地区	平成25年1月31日